

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党道議団を代表して、知事及び教育長に質問します。

まず、知事の政治姿勢に関して、最初に、重点政策と北海道未来創生予算についてです。

今回の予算は、高橋知事の4期目の最後の本格予算です。

知事は、人口減少・危機突破を道政上の最重要課題としてきました。しかし、合計特殊出生率は全国平均を大きく下回り続け、他県より突出して多い非正規雇用の増大は、若者の将来不安と道外流出に拍車をかけています。

これは、4期にわたる高橋道政がもたらしたものではありませんか。知事はこの現状をどう受けとめていますか。

新潟県では、県独自の給付型奨学金制度が実施されます。岩手県では、県内の小中学校で実施している少人数学級を小学5年まで拡大するとのことでした。

北海道の将来を担う人材づくりのための、未来創生の名にふさわしい思い切った支援が不可欠ではありませんか、伺います。

道政執行方針の中で、知事は、SDGs——持続可能な開発目標の実現を目指す国際社会の動きに触れましたが、これは、道政運営に織り込むお考えを示したものと受けとめます。

だとすれば、貧困、飢餓の根絶、福祉、教育など、SDGsの17項目の中で、道として具体的な指標を当然持っていると考えますが、なぜ示されていないのか、伺います。

次に、旧優生保護法に基づく不妊手術の強制等についてです。

戦後の1948年から、わずか22年前の1996年まで、旧優生保護法によって不妊手術が強制されていたことが明らかとなりました。

特に、北海道は、京都府に保管されていた冊子により、優生手術が1000件を超えたことにあわせ、手術件数が他府県に比して群を抜き、全国第1位の実績を誇り、新しい日本の再建への活路として積極的な協力を切に希望するとして、手術の推進を図っていたことが明らかになったことには戦慄を覚えます。

不良な子孫の出生の防止を目的に、障がい者差別と優生思想のもと、北海道では、行政が先頭になって人権侵害を繰り返していました。国策に従順に従い、予算の確保と消化のため、強制手術が優先されたことには驚愕を禁じ得ません。

旧優生保護法のもとでの、戦後半世紀近くにわたるおぞましい実態はどこまで明らかとなったのでしょうか。

知事はどう受けとめるのか、また、背景にある優生思想に関する見解もあわせて伺います。

戦後になって、こうした人権侵害を道行政が率先し、こぞって行ってきた責任をどうお考えか。道行政の現在のトップである知事として、関係者と道民に対して謝罪の意思を示すべきではありませんか。

その上で、徹底した調査を行い、なぜ北海道が率先して人権侵害を行うに至ったのか、厳しく検証し、後世に引き継ぐ必要があるのではないのでしょうか。

現在、国会では、極めて重要な問題と受けとめ、賠償の法制化が検討されています。本人にとっても、家族にとっても、触れられたくないということもありますが、プライバシーに配慮し、あまねく賠償していくことが求められています。知事はどう取り組まれるのか、伺います。

次に、憲法改定に対する知事の認識についてです。

知事は、昨年第4回定例会で、憲法の平和主義は今後とも最大限尊重すべきものと表明されました。

安倍首相は、憲法9条に自衛隊の存在を書き加える改定を主張していますが、これが行われれば、戦力は保持しない、交戦権は認めないとする規定の空文化、死文化になるのではありませんか。知事の見解を伺います。

次に、自衛隊等の道内演習についてです。

北海道では、昨年、道内全域にわたって演習場外での訓練が行われ、米軍オスプレイの飛行も相次ぎました。一連の演習の中で共通しているのは、飛行計画などが道民に知らされず、事故が起きても、安全を求める道民の声は一顧だにされなかったことです。

こうした中で、佐賀県では、自衛隊のヘリコプターが民家に墜落するという大惨事が発生しました。

米軍機の事故は、2月20日に起きた青森県東北町での燃料タンク投棄など、主なものだけで、ことし、6件も立て続けに発生しており、国民の安全を脅かす異常事態です。

知事は、なぜこのような事故が相次いでいるとお考えか、伺います。

知事は、昨年11月、千歳市長らとともに安倍首相を訪ね、防衛計画の大綱で、北海道の良好な訓練環境の一層の活用がうたわれていることを示し、道内の自衛隊の体制強化を要請されました。

これほど事故が相次いでも、なお、知事は、道民の生活を脅かす軍事訓練の推進を求めていく考えは変わらないのでしょうか。また、良好な訓練環境とは、民家、保育所、学校の上空も含めていると認識されているのでしょうか、伺います。

次に、道民生活に関して、まず、生活保護基準の引き下げ等についてです。

安倍政権は、生活保護基準を最大で5%引き下げる方針を決めました。削減の根拠は、生活保護を利用していない低所得者世帯の生活水準の低下を反映させるというものです。

低所得者世帯の生活水準が下がったということは、生活苦に陥っている世帯が拡大しているということでもあります。

生活保護の実態と、基準の引き下げによる困窮の拡大について、知事の認識を伺います。

低所得者世帯の生活水準が下がっている今、求められるのは、低所得者世帯への支援であり、生活保護基準の引き下げは、際限のない貧困の悪循環をもたらすものではありませんか。知事はそのように考えないのでしょうか、伺います。

生活保護基準の引き下げは、就学援助を初め、住民税、保育料、介護保険料の減免など、福祉施策のあらゆる基準に連動し、より広範な低所得者の生活水準を低下させます。知事は、これら

を引き下げてもよいとお考えか、伺います。

こうした引き下げがさらに個人消費を冷え込ませ、北海道経済にも悪影響を及ぼすと考えますが、いかがか、伺います。

生活保護基準の引き下げによる道民生活への影響をどのように予想されているのか、その影響を食いとめるために、どのような対策を考えているのか、伺います。

2013年には最大10%の引き下げが行われ、灯油、電気の節約のために、早い時間に電気を消して、眠くもないのに布団にもぐり、寒さに震えて眠る、こうした生活が健康で文化的な生活だと知事は考えますか。命がけで節約する人たちの悲鳴が知事には聞こえないのでしょうか。

保護受給者のみならず、低所得者世帯の生活を脅かす生活保護基準の削減はやめるよう、国に対して求めるべきではありませんか。見解を伺います。

次に、介護人材の不足等についてです。

昨年の第1回定例会で、我が会派の宮川議員の介護人材不足に関する質問に、知事は、実態の把握に努め、新たな計画に生かす旨の答弁をされました。

ことし発表された平成29年度介護職員実態調査によると、「不足」との回答が52.7%で、とりわけ施設サービスにおいては65.3%にもなっています。不足の理由として、「離職者が多い中、欠員補充が難しい」が最多で、38.4%ありました。

本道全体で、夜勤体制の充足も含め、介護職員の不足をどう見込んでいるのか、伺います。

人材確保のためには、さらなる処遇改善が必要と認識されているのか。今後のさらなる高齢化を視野に入れ、緊急に抜本的強化策をとる必要があると考えますが、どういう対策をとるのか、伺います。

現場のケアマネジャーからも、介護支援専門員協会からも、度を越した多忙さであり、職務を果たすことに支障を来しているという声が上がっていることを我が会派は指摘してきました。

道は、本道で最低限必要な人数を9090人とし、事業所及び地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員が1万289人であるとして、不足との認識を示していないものの、介護支援専門員協会と連携して、道内の状況を把握するとされましたが、いまだに把握されていないのが現状です。実態把握を早急に行うべきだと考えますが、いかがか、伺います。

次に、地方交通についてです。

2月10日に、「北海道の将来を見据えた鉄道網（維持困難線区）のあり方について」が公表されました。報告書では、鉄道網のあり方として、個別の線区ごとの評価を行い、存続させる路線の優先度の評価づけを行っています。

しかし、北海道全体の鉄道網のあり方が全く議論されない中で、この報告書には、北海道全体としての鉄道網のあり方についての見解が全くありません。

どの路線も北海道全体の鉄道網であると考えますが、知事にそのお考えはないのでしょうか。見解を伺います。

持続的な鉄道網の維持のためには、個々の路線ごとに存続の優先度を設けることが有効と知事

はお考えか、伺います。

麻生副総理は、JRの分割は商売のわからない人が考えた、JR北海道をどうするかは、根本的などころをさわらずしてやるのは無理と、国会で答弁しています。

経営安定基金が計画どおりに運用されて、初めて、JR北海道は安定した経営が成り立つということは誰もが当然だと考えていました。知事も同様の認識を持っていたのか、伺います。

先月26日の北海道地方路線問題調査特別委員会で、我が会派の真下議員が、国の経営安定基金の運用益の減少がJR北海道の鉄道経営の危機を招いた根本原因であり、安全対策、老朽化対策も怠ることにつながった、国に対して、経営安定にとって不可欠な条件である経営安定基金を取り崩して、約束どおりJR北海道に支援することを求めるべきと繰り返し追及したことに対して、島田社長は、あくまで地方負担を求める答弁に終始していましたが、まず、国へ支援を求めることが先ではないでしょうか。知事の見解を伺います。

次に、経済産業対策に関して、働き方改革についてです。

北海道働き方改革推進方策では、取り組みの方向性として、就業環境の改善や、非正規雇用労働者の働き方に見合った処遇の確保と正社員化の促進がうたわれています。

しかし、高橋知事の就任以降、道内の非正規雇用率は4割を超え、他県よりも非正規雇用化が進んでいる状況にあります。

非正規雇用が一貫してふえ、貧困が拡大する中で、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ない状況に至っていることに対して、知事はどう責任を感じているのか、伺います。

道は、正社員への転換制度の導入促進を働き方改革の一つとして取り組んでいますが、その成果はいまだ見えていません。

正規雇用化に向けた数値目標を設定すべきと考えますが、知事にそのお考えはないのか、伺います。

4月から、契約社員やパートなど有期雇用で、通算5年以上、同じ企業で働く人が無期雇用への転換を申し込めば企業は拒めない無期転換ルールの適用が本格的に始まります。

非正規労働者の無期転換ルールについて、非正規労働者の85%が内容を知らないと回答するように、労働者への周知はまだ不十分です。

道が新たに立ち上げたほっかいどう働き方改革支援センターに寄せられた無期転換の相談は全て企業からのものであり、一番周知が求められている労働者に対しての周知が不十分と言わざるを得ません。

企業向けの取り組みは行う一方、労働者に対しての新たな取り組みは、何を、どのように行ってきたのか、伺います。

無期転換ルールの導入に伴い、企業の中では、無期転換逃れと言われる問題も生じており、法令に基づく厳格な対応が求められています。

昨年10月16日に、「無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請について」と題する文書が、経済部長から各部局長や振興局長などに発出され、道にかかわりのある法人、団体等

へ要請するよう依頼されています。

この文書を発出した目的や、その内容について伺います。

無期転換ルールの円滑な導入に向け、道が関与する法人や団体等における対応も重要と考えます。

4月から、有期契約労働者の無期転換の申し込みが本格化するのに合わせて、道にかかわりのある法人、団体等においては、希望者が一人も漏れることなく無期転換ができるよう、特に適切な対応が求められると考えますが、見解を伺います。

次に、泊原発の再稼働等についてです。

2月8日、地震、暴風雪、炉心損傷事故の複合災害を想定した原子力防災訓練が実施されましたが、ヘリコプターによる救出訓練は、雪によって中止されました。

暴風雪時には屋内での一時避難が基本とされていますが、木造住宅での、放射性プルームからのガンマ線等の影響に対する低減率は10%と想定されています。

暴風雪がおさまるまで被曝し続けることを前提とした避難計画で、原発事故から道民を守れると知事はお考えか、伺います。

小泉元首相が顧問を務める原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟が、運転中の原発の即時停止、再稼働を一切認めないとする原発ゼロ・自然エネルギー基本法案を発表しました。基本法案の内容は、我が党の立場と一致するものであり、全面的に賛成します。

知事は、小泉元首相の提言をどう評価するか、伺います。

どの世論調査を見ても、原発再稼働反対は国民の5割から6割を占め、国民的合意になっています。

また、再稼働を推進すれば、わずか6年で、原発の使用済み核燃料貯蔵プールは満杯になる状況であり、核燃料サイクルは完全に行き詰まっています。

さらに、原発事故の処理費用は、政府の見積もりでも21.5兆円に達し、今後どれだけ膨らむかも全く不明です。

知事は、将来、原発に依存しない社会を目指すと繰り返し述べていますが、4期目の最終年度となる今こそ、原発ゼロの早期決断を安倍首相に強く申し入れるべきではありませんか。見解を伺います。

北電が新規規制基準適合性審査の申請を行ってから、4年8カ月が経過しました。同時期に申請した他県の加圧水型原子炉については、既に審査に合格しているにもかかわらず、北電だけがクリアできずに、まさに審査は迷路に陥っている状況ですが、知事はどう認識しているのか、伺います。

道民の生命や財産を守る立場にある知事は、今こそ、稼働能力に不安がある北電に対し、再稼働を諦めるよう要請すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、第1次産業対策に関して、大雪被害に係る農業支援等についてです。

日高、渡島、檜山の3振興局管内を襲った局地的豪雪により、農業用ビニールハウスの倒壊、

損壊が多発しました。

被害総数は、543棟の倒壊、損壊となっており、我が会派は、先月8日、直ちに、倒壊したビニールハウスの現地調査を行い、町役場の幹部、農業者などから、被害の実態と要望の聞き取りを行い、14日には知事への緊急要請を行いました。

新ひだか町静内では、先月5日朝から降雪が続き、6日の最深積雪は、統計開始以来で最多の43センチメートルに達したとされています。

東別地域では、70センチメートル以上の雪が降り続き、1メートル近くまで降り積もった場所もありました。雪の重みによってビニールハウスの骨組みがゆがみ、除雪を行おうにも、積雪が深くて追いつかないのが実情です。

その後、知事も現地に赴き、被害状況を確認されたと承知していますが、現地からどのような声を聞き、知事として、このたびの被災状況をどれだけ重く受けとめたのでしょうか、伺います。

被災した地域の行政、農業者がともに心配していることは、今回の災害を機に、復旧できないまま離農してしまうのではないかということです。先行きの見えぬまま、営農再開や今後の生活の見通しが持てずに、離農に追い込まれる危険性があるためです。

新ひだか町では、被災した農家の一定数が新規就農者と言われており、みずからも被災している中、1人の離農者も出さないという思いで、新規就農者への支援を行う農家の方の姿もありました。知事も同じ思いか、伺います。

被災農家への生活支援と、営農再開に向けた支援を一体的に進めることが急務と考えますが、いかがか、伺います。

過去には、雪害により、国の予算措置の対象拡大を通じて支援対象を広げたこともあります。

制度の枠組みを拡充するなど、柔軟な対応が求められますが、どのように支援を行うおつもりか、伺います。

最後に、教育問題に関して、教職員の働き方改革等についてです。

2016年の道教委の調査では、小学校の23.4%、中学校の46.9%、高校の35.7%の教職員が過労死ラインを超えて働いていることが明らかになりました。

これまで、道教委は、生徒数が減少していること等を理由に、教職員数を一貫して削減し続けてきており、現場から求められてきた少人数学級の推進にも背を向けています。

しかし、少なくない教職員が過労死ラインを超えるとされる事態にまで至っていることについて、現在の教職員数では長時間・過密労働が解消できないという認識を教育長はお持ちですか、伺います。

2月9日に出された、学校における働き方改革に関する文科省の通知では、ICT、タイムカードなど、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築を求めています。

しかし、教職員の実務そのものが削減されなければ、持ち帰り残業や時短ハラスメントが生み出される懸念もあり、長時間労働の実態把握が超過勤務解消に直結する対策を行わなければなり

ません。

長時間勤務の実態を把握した上で、どのように超勤解消につなげていくのか、伺います。

本定例会には、教職員の部活動負担を軽減するために部活動指導員を導入する予算の計上が提案されています。

しかし、来年度から部活動指導員の導入を希望する高校に対して、道教委は、希望する高校の半数にしか配置をしない予定だと承知しています。

導入した高校と導入しなかった高校で効果の違いを検証するということですが、国の予算で実施する中学校では、希望する学校の全てに配置されるとのことです。一刻も早く部活動における教職員の負担軽減を行おうという姿勢が道教委自身に欠けているのではないかと、疑念を抱かざるを得ません。

希望する学校には全て部活動指導員を配置できるように、道教委自身が手を尽くすべきと考えますが、いかがか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）日本共産党、佐野議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、重点政策についてであります。道では、これまでも、人口減少・危機突破に向け、安心して住み続けられる地域社会の構築や、地域経済の活性化による若者の呼び込み、定着などのほか、人材育成に取り組んでまいったところであります。

この間、人口減の抑制に成果を上げる市町村が増加するなどの動きがある一方で、生産年齢人口の減少などにより、全国的な人手不足が進む中、少子化や、若年層を中心とした道外への転出超過の抑制、働き方改革など、着実に取り組むべき課題があるものと考えてところであります。

私といたしましては、人づくりが政策の基本であるとの認識のもと、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を初め、若者の道内定着や担い手不足への対応、さらには、地域を支え、世界で活躍できる人材の育成に向けて、積極的な施策を展開してまいります。

次に、SDGsについてであります。国際社会において、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを共通の指針として掲げて取り組んでいる中、こうした理念と実現に向けた手法は、道の総合計画の目指す姿と合致するものであり、総合計画における指標等は、SDGsに掲げる目標と相通ずるものであります。

道といたしましては、SDGsの実現に向け、早期に全庁横断的な体制を整備するとともに、新年度には、新たなビジョンの策定を目指すなど、持続可能な地域社会の形成に向けて、一層の取り組みを進めてまいります。

次に、優生保護政策などについてであります。昭和23年に施行された優生保護法のもと、平成8年に母体保護法へ改正されるまでの間、本人の同意がない中で行われてきた不妊手術は、障がいのある方々への差別につながり、今日の価値観とは相入れないものと認識をいたします。

道内では、2000人を超える方々に優生手術が行われ、保存されていた文書によりますと、手術

が適当と審査された方の8割が女性で、中には未成年の方もいらっしゃったところであります。

私といたしましては、こうした手術が行われたことに対し、御本人や御家族が大変つらい思いをされてきたことを大変重く受けとめているところであります。

次に、旧優生保護法に関する今後の対応についてであります。道といたしましては、旧優生保護法のもとで行われた審査、手術については、国を挙げた実態把握や必要な対策の検討が早急に行われることが必要と考え、先般、国に要請を行ったところであります。

道では、今後、国の動きを注視するとともに、御本人や御家族からの相談のほか、現存する記録が速やかに確認できるよう、プライバシーや心情に十分配慮した対応などについて、直ちに検討してまいります。

次に、憲法についてであります。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といった、現行憲法が掲げる基本的な考え方は、今後とも最大限尊重すべきものであります。

憲法に関しては、国内外の社会経済情勢の変化に応じ、見直しを行うことはあり得るものと認識しているところであり、さまざまな御意見がある中、国会において十分に議論を深めていただくとともに、幅広く国民的な議論を尽くすことが何より重要であると考えます。

次に、道内における自衛隊の訓練などについてであります。自衛隊は、我が国の防衛はもとより、災害時における救出・救助活動、さらには地域活動にも積極的に貢献されており、道内の市町村から体制の維持拡充が求められていることから、道では、自衛隊駐屯地等連絡協議会と連携をして、国への要請などを行っているところであります。

一方で、米軍機等の事故が相次いで発生していることなどから、国等において、速やかな原因の究明とともに、再発防止に向けた対策を講じていく必要があるものと考えるところであります。

こうした中、道といたしましては、涉外知事会と連携をし、国や米国に対して、航空機の事故防止に向けた安全対策の実施などを改めて求めたところであり、今後も、道内における自衛隊等の訓練については、道民の皆様の生活に不安や支障を与えないよう、安全管理の徹底を要請するなどし、道民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、道民生活に関し、まず、生活保護基準についてであります。国においては、5年に1度、最低限度の生活を保障する水準として適切な基準となるよう、現行の生活扶助基準と一般低所得者世帯の消費実態との均衡について検証を行った上で、年齢、世帯人員、地域差などを勘案し、見直しを行っているものと承知いたします。

また、生活に困窮されている方々に対する就労面や居住面などでの支援体制の整備に向け、現在、生活困窮者自立支援法等の改正も予定されているところであります。

道といたしましては、生活保護制度が、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットとして、適切に機能を維持することが必要であると認識いたします。

次に、介護人材の確保についてであります。今後、さらなる高齢化によって、介護人材の確保はますます重要な課題となるものと考えるところであり、道では、次期介護保険事業支援計画

の基本方針の一つに、人材確保策の充実を位置づけ、若者など、幅広い層に対する介護の魅力の普及啓発や、高齢者、主婦など、多様な人材の就業促進など、一層の施策の充実を図ることとしたところであります。

また、介護職員の処遇改善について、引き続き国に働きかけるとともに、今後は、市町村や介護事業所団体等と連携をし、人材確保の取り組みの評価、検証を行いながら、地域の実態に応じた、より実効性のある施策を検討するなどして、介護サービスの提供に必要な人材の確保に取り組む考えであります。

次に、地方交通に関し、まず、鉄道網のあり方についてであります。鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の報告は、道内の鉄道網が直面する厳しい事業環境や果たしている役割のほか、地域における検討協議の状況などを踏まえながら、道が総合的な交通政策を推進する上での基本的な考え方を、全道的な観点から明示したものであり、今後、道議会での御議論をいただきながら、バスや航空機なども含めた道の指針として、年度内に決定する考えであります。

指針等に盛り込まれている鉄道網などのあり方は、個別の線区について、存廃などの結論や優先度を示したのではなく、道といたしましては、地域の皆様と、おのこの実情や線区の特性を踏まえた検討協議をさらに加速させていくことが重要と考えるものであり、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国の支援についてであります。国鉄の分割民営化に際し、国は、J R北海道の経営安定を図るため、経営安定基金を設置したところでありますが、J R北海道の経営は、長期的な金利の低下に伴う運用益の低迷に加え、利用者の減少や近年の安全投資の急増などにより、厳しい状況にあるところであります。

J R北海道の経営再生のためには、支援を行ってきたこれまでの経緯を踏まえ、引き続き国が中心的な役割を担う必要があると考えており、道といたしましては、国の支援を重ねて求めているところでありますが、地域における持続的な鉄道網を確立するためには、J R北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要と考えるところであります。

次に、経済産業施策に関し、まず、非正規雇用労働者についてであります。平成29年の、本道の非正規雇用労働者の全体に占める割合は、全国の数値を上回っており、その中には、いわゆる不本意非正規雇用労働者の方もいると考えられることから、道といたしましては、その能力が十分に発揮され、適正な処遇がなされるようにしていくことが必要であると認識をいたします。

このため、道では、非正規雇用労働者の割合が高い産業のうち、昨年度は宿泊業、本年度は食料品製造業について調査を行い、正社員化や処遇の改善に向けた事例を取りまとめるとともに、セミナー等による普及啓発に取り組んでいるところであります。

今後とも、働き方改革推進方策に基づき、本道における非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善が進むよう取り組んでまいります。

次に、原子力防災対策についてであります。道では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、自然災害との複合災害時において、災害による差し迫った危険がある場合は、住民の安全確保を優先して対応することとしているところであります。

このため、暴風雪時においては、避難行動により人命を危険にさらすリスクを回避する必要があることから、天候が回復するまでは屋内退避を優先し、その後、天候や道路状況を確認し、避難を行うこととしているところであります。

道といたしましては、人命最優先の対応を基本としつつ、関係自治体や防災関係機関と連携しながら、今後とも、さまざまな事態を想定した訓練を繰り返し実施するなどして、住民の皆様方の安全が確保できるよう、万全を期してまいります。

次に、エネルギー政策についてであります。暮らしと経済の基盤である電力は、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点としながら、さまざまな電源の特性が生かされた多様な構成とすることが重要であり、そのあり方については、国政の場で十分に御議論をいただくべきものと考えているところであります。

道といたしましては、省エネ・新エネ条例に基づき、地域の皆様と力を合わせ、本道が有するポテンシャルを最大限に生かし、新エネルギーの導入を促進してまいります。

次に、泊発電所についてであります。泊発電所については、発電所敷地内における断層の活動性評価など、地質や地震動に関する審査が継続していると承知しておりますが、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、原子力規制委員会において、しっかりと審査、確認していただくことが重要と認識をいたします。

北電においては、原子力規制委員会の審査に対し、真摯に対応すべきと考えているところであります。

最後に、このたびの災害に対する受けとめについてであります。2月4日から6日にかけての大雪と暴風雪により、日高管内を中心に、ビニールハウスの倒壊などの被害が発生し、私自身も、16日には新ひだか町に赴き、復旧、復興に向けた地元関係者の方々との意見交換や被害状況の確認を行わせていただいたところであります。

地元の町長さん、農協の組合長さんからは、ビニールハウスの撤去や再建に係る支援の要請があったほか、被災した農家の方々からは、復旧への支援に対する期待とともに、営農再開への強い思いも伺ったところであります。

また、現場では、多くのビニールハウスが雪の重みにより押し潰されている状況を目の当たりにして、このたびの被害の大きさを改めて認識いたしましたところであります。

なお、その他の御質問に関しましては、担当の副知事より答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 副知事山谷吉宏君。

○副知事山谷吉宏君（登壇）大雪被害に係る農業支援等についてお答えをいたします。

営農の再開等に向けた支援についてであります。このたびの大雪被害の発生を受け、道で

は、これまで、現地に職員を派遣し、除雪作業などの支援を行うとともに、雪害に対する営農技術情報の発出や、低利な制度資金に関する情報提供などを行ってきているところであります。

また、ただいま知事からお答えいたしましたように、直後の2月16日には知事が現地に赴き、今後の対応などについて地元関係者と意見交換を行いますとともに、道として、道内選出国會議員や農林水産省に対し、被害施設の撤去や再建、修繕等について支援要請を行ったところであります。

道といたしましては、今後とも、被害や復旧の状況について把握に努めるとともに、被災農家の中には、移住などによる新規就農者も含まれておりますことから、農業改良普及センターによるきめ細やかな技術指導などに加え、関係機関・団体が一体となって、被災農家の皆さんが、安心して営農を継続し、地域で暮らしていけるよう、必要な対応について検討してまいる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）旧優生保護法などについてお答えいたします。

まず、調査、検証についてであります。この法律は、当時の社会情勢を背景に制定されたもので、国で優生保護政策を推進する中、道におきましては、関係機関の協力を得ながら取り組み、道内でも優生手術が行われてきたことは、障がいのある人もない人も個人として尊重される現在の理念とは異なるものであり、大変重く受けとめております。

保存されている都道府県の関係資料はわずかであると見込まれますことから、国と都道府県が一体となった調査が必要と考えており、先般、実態の把握などを国に要請したところでございます。

次に、道民生活に関し、生活保護基準の見直しに伴う影響などについてであります。国では、生活保護基準の見直しに伴い、その基準を参照し、対象者を設定している社会保障分野や税分野などの他制度については影響を受けることから、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しているところでございます。

このため、道としては、この国の方針について、庁内の関係部に対して周知徹底を図るとともに、道教委や市町村に通知することとしており、さまざまな機会を活用して、その理解を得るよう努めていく考えでございます。

次に、国への働きかけについてであります。生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するためのセーフティーネットの役割を持つものとして、適切に機能することが必要でありますことから、道といたしましては、これまでも、生活保護基準が地域特性を十分踏まえたものとなるよう、国に対して要望しているところでございます。

今後とも、生活保護基準が、消費動向を的確に捉え、広域かつ積雪寒冷である本道の地域事情に即したものとなるよう、国に対して働きかけてまいる考えでございます。

次に、介護職員についてであります。今後、さらなる高齢化の進行や人口減少により、介護を取り巻く環境が厳しさを増すものと見込まれる中、昨年実施した調査では、多くの介護サービス事業所において、職員の確保に苦慮している現状が改めて明らかになったところでございます。

道では、次期介護保険事業支援計画の策定に当たって、今後の介護職員の必要人数を推計したところであり、その結果、高齢者人口がピークを迎えると想定される平成37年度に向け、居宅や施設での介護のほか、予防を含むサービス全体で、さらに2万2000人の介護職員が道内全体で必要と見込んでいるところでございます。

次に、介護支援専門員についてであります。介護支援専門員は、医療職を初め、多様な職種と連携協働しながら、介護サービス利用者が自立した日常生活を営むために必要な援助をする専門職として、重要な役割を担っていると認識しております。

道では、これまで、北海道介護支援専門員協会等の関係団体と連携し、介護支援専門員の養成確保や実態把握に取り組んできたところでありますが、平成30年度から、介護支援専門員の資質向上を図るため、受験要件が、看護師、介護福祉士等の法定資格保有者などに限定され、試験制度が見直されますことから、そうした影響を含め、関係団体と連携しながら、改めて道内の実態把握に努め、地域で必要な人材が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、働き方改革に関し、有期契約労働者の無期転換についてであります。本年4月から、有期契約労働者の無期転換の申し込みが本格化することとされておりますが、この制度は、労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するために重要なものと認識しております。

有期契約労働者が円滑に無期雇用へ転換できるようにするためには、この制度について、企業と労働者の双方に広く周知を図ることが必要と考えているところであります。

このため、道におきましては、ホームページや新聞等の広報媒体、コンビニでの店内放送、国などと連携したセミナーの開催などにより、広く周知するとともに、労働相談ホットラインによる相談や助言などを行っているところであります。

今後とも、企業や労働者の制度への理解が進むよう、関係機関と連携するなどして、周知に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、法人、団体等に対する周知についてであります。道では、有期契約労働者の無期転換ルールについて、これまでもさまざまな方法で周知に努めてきたところでありますが、道にかかわりがある法人、団体等についても周知を図っていくことが必要と考えたところでございます。

このため、工事の発注や業務の委託、行政財産の使用許可などにおいてにかかわりがある事業者等に対し、無期転換ルールへの計画的な対応などについて、各部局長や振興局長などを通じて周知を行うこととしたところでございます。

次に、無期転換ルールの円滑な導入についてであります。有期契約労働者の無期転換の申し込みが本格化する4月まで、1カ月余りとなったことから、道におきましては、道にかかわりがある法人、団体等に対し、無期転換ルールへの計画的な対応などについて、再度、各部局長など

を通じて周知を行っているところであります。

今後とも、各法人、団体等において、法律に基づき、有期契約労働者の無期転換に向けた取り組みが適切に行われることが重要と考えており、引き続き周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

最後に、原子力政策などについてであります。国は、エネルギー基本計画におきまして、原子力を、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけるとともに、原発依存度については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させるとしているところであります。

原子力政策につきましては、エネルギー問題に責任を持つ国として、国民の理解が得られるよう説明を行うなど、丁寧に取り組む必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）日本共産党、佐野議員の代表質問にお答えをいたします。

教職員の働き方改革等に関し、まず、教員の時間外勤務の縮減についてでございますが、道教委としては、教員が健康でやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を整備することが必要であると考えており、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、これまでも、国に対して、新たな定数改善計画の策定などについて要望するとともに、昨年11月には、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、35人以下学級の早期拡充などについて特別要望を行ったところでございます。

現在、中教審においては、長時間勤務を是正していくため、教育職員の給与等に関する特別措置法も含む、勤務時間等に関する制度のあり方などについて検討が行われているところであり、道教委といたしましては、こうした国の動向も注視しながら、引き続き、定数改善や勤務時間制度の改善などについて、国に強く要望してまいりたいと考えております。

次に、勤務時間の把握などについてでございますが、教員の長時間勤務を是正し、働き方改革を着実に進めていくためには、勤務時間を的確に把握する必要があると考えております。

このため、道教委では、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築することといたしており、学校においては、アクションプランに基づく取り組みの徹底はもとより、勤務時間等の把握をもとに、職員の健康に十分配慮しながら、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取り組みを進めることにより、時間外勤務の一層の縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、部活動指導員の配置についてでございますが、国における部活動指導員の制度設計に当たっては、学校設置者による応分の負担とともに、真に教職員の負担軽減につながる計画的な配置が求められておりますことから、具体の配置に当たっては、各学校における時間外勤務の実情や、部活動指導員の活用方法、配置によって見込まれる効果、さらには、地域人材の確保などに対する学校の考え方を踏まえた上で、配置を進める必要があると考えているところでござい

す。

このため、道教委としては、市町村立中学校への配置については、市町村教育委員会に対して意向調査を行い、こうした考え方にに基づき、予算措置も含め、対応が可能な市町村について、このたび予算を計上したところでございます。

また、道立高校については、より事業効果が見込まれる学校を選定して配置した上で、効果の検証を行うこととしたところでございまして、今後、検証結果を踏まえ、効果的な配置のあり方等について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交えて、再質問をいたします。

重点政策について、人づくりが政策の基本との御答弁でしたが、北海道は、非正規雇用率が全国と比べて高く、出産できない地域はますます広がっています。

他県の例を紹介しましたが、現状を打ち破る、これまでの延長線上ではない施策の展開が必要と考えますが、いかがか、知事のお考えを伺います。

旧優生保護法に基づく不妊手術の強制等について、優生思想への回帰はあってはならないことですが、今も、優生思想が消えたとは言えないような、障がい者施設での殺傷事件も起こっています。

北海道は、ハンセン病の隔離政策についても、率先して人権侵害を推進してきた歴史があります。1975年に道議会で、当時の堂垣内知事が、異常児の出生を防止するための優生保護相談などを実施していると答弁するなど、優生思想をみずから推進しました。

国に忠実に従い続け、過った北海道行政の歴史から目を背けてはなりません。

道として、検証組織を立ち上げ、今回契機となった公文書の保管についても、新たな仕組みづくりをしていくべきではないですか。いかがか、伺います。

知事みずからも反省し、北海道の歴史に刻み、こうしたことを繰り返すことがないよう、差別と偏見の克服、戦後の憲法に基づく基本的人権の最大限の尊重に行政として取り組むべきではないですか。いかがか、伺います。

憲法改定についてです。

安倍首相が主張する、憲法9条に自衛隊の存在を明記すれば、9条2項が空文化され、知事が最大限尊重すべきとお答えになった平和主義が根底から覆されることとなります。憲法尊重擁護義務を負い、道民の命と暮らしを守るべき知事であるならば、こうした改憲には明確に反対すべきと指摘します。

米軍機等の事故がこれほど頻発しているにもかかわらず、国は速やかな原因究明と再発防止策を講じる必要があるとの、人ごとのような答弁でした。

燃料タンクの投棄で、シジミ漁の収入が断たれた漁民の悔しさが想像できますか。広大な基地があり、訓練が繰り返されている本道にとっては、決して人ごとではいられないはずですが。

米軍に物が言えない国と、国に物が言えない北海道のもとでは、道民の日常生活や生産基盤が脅かされます。危機感を持って対応するよう求めておきます。

生活保護基準の引き下げについて、知事は、国が、適切な基準となるよう、検証を行った上で、見直しを行っているとの認識を示されましたが、生活保護を受給していない、下から10分の1の低所得者の暮らしは、そもそも、憲法で言う生存権を充足するものではありません。余りにも冷たい答弁です。国の受け売りではなく、実態を踏まえた認識を持つべきです。

生活保護を受給している、ある母子家庭のお母さんは、「中学生の娘のために、必死でやりくりをして、学校で必要なものをそろえ、自分は食わずに娘に食べさせています。娘の進学のためにも、体を治して一日も早く働きたいと思っていますが、それができるのか、とても不安です」と話していました。

道は、生活保護受給者から聞き取りを行うなどの実態把握をすべきと考えますが、いかがか、伺います。

介護人材の不足等についてです。

2025年度に、さらに2万2000人の介護職員が必要になるとの見通しを示されましたが、それだけ確保できるかどうかの問題です。

まず、現状において介護職員に不足を来しているなら、人数でお示してください。

また、2025年度においては一層不足する可能性が否定できません。確保策の強化が必要と考えますが、知事はどのようにお考えか、伺います。

介護福祉士で経験5年以上など、要件が厳しくなることによって、介護支援専門員の確保が一層厳しい状況になることが予想されます。

現状でも不足しているケアマネジャーが、今後なお確保できないことが懸念されますが、この点についてどう認識しているか、改めて伺います。

地方交通についてです。

鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の報告書に関して、知事は、個別の線区について、存廃などの結論や優先度を示したのではないと答弁されましたが、ほかの交通機関での代替も含めて検討とされた線区は、いずれも、JR北海道がバス転換を求めている線区であり、地元自治体の反発は大きいのです。

JR北海道の島田社長は、特別委員会での参考人招致で、新幹線を一日も早く札幌まで開業し、北海道全体の観光振興を含めた中でお返しをしていくと答弁しましたが、知事は、島田社長の発言をどう受けとめ、鉄道が地域振興に果たしている役割をどうお考えか、伺います。

島田社長は、参考人招致で、経営安定基金の取り崩しを国に求めることについて一顧だにしない姿勢を示しました。鉄道を存続させるためにあらゆる手だてを尽くそうとしない姿勢には憤りを禁じ得ません。

知事は、これまで、国の支援を何度も求めています、国の支援が不足していることは明らかです。

経営安定基金の取り崩しや貸付金の償還免除などの具体策をさらに上積みし、北海道の公共交通を守る責任がある知事として、鉄道の存続に向けて強く要望していく必要があると考えますが、見解を伺います。

働き方改革についてです。

非正規雇用が一貫してふえているにもかかわらず、これまでの取り組みを進めてきた知事自身の責任についても、正規雇用化に向けた数値目標についても、言及はありませんでした。このこと自体が、知事の取り組みの弱さをあらわしているものと言わざるを得ません。

秋田県では、35歳未満の非正規雇用者を正社員に転換する企業への助成を2017年度から既に行っています。他県よりも正規雇用化が進んでいない本道だからこそ、他県の進んだ施策に学び、数値目標をはっきり示すことを強く求めます。

また、道が関与する法人、団体等に無期転換ルールを改めて周知したと答弁がありましたが、確実に無期転換ができるように、各法人、団体等の実態を把握する必要があるのではないのでしょうか。

道の関与団体で、無期転換逃れと言われることが決してないように、万全を期して対応することを強く求めておきます。

泊原発の再稼働等についてです。

知事は、4期目の公約で、将来、原発に依存しない北海道を目指すと言いながら、原発に依存しない社会に向けた具体的な道筋を明らかにしてきませんでした。

知事の言う原発に依存しない社会とはどんな社会なのでしょう。その中身と道筋を明らかにしてください。

審査が長期化しているということは、言いかえれば、泊原発の危険性がいつまでも払拭できずにいるということではないのでしょうか。

知事は、これまでの、傍観者と受け取られかねない態度を改め、道民の不安を取り除き、安全、安心な暮らしを守るため、当事者である北海道知事として、泊原発の再稼働を行わないよう、国や北電に対して強く求めるべきではありませんか。知事にそのお考えはないのか、伺います。

最後に、教職員の働き方改革等についてです。

国会で、我が党の議員が、教職員の長時間労働の要因として、学習指導要領の改訂で授業こま数をふやしたのに、それに見合う定数増をせず、教員1人当たりの持ちこま数がふえたからだと言及したのに対し、文科省は、学習指導要領の改訂による授業時数の増加が主な要因と考えていると答弁しました。

授業時数が増大しているにもかかわらず、人員が拡充されていないのでは、長時間・過密労働になることは当然ではないのでしょうか。教職員の働き方改革を言うなら、教職員1人当たりの持ちこま数を減らし、教職員定数をふやすことこそ直ちに行うべきです。

道教委は、実態の把握と、教職員をふやす具体的な手だてをとるべきと強く指摘します。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐野議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、重点政策についてであります。新年度においては、重点政策として、未来を担う多様な人づくりなどを掲げ、地域医療の確保や働き方改革の推進を初めとする施策の柱のもと、修学資金の貸し付けや指導医の派遣などによる、地域における医師の確保のほか、正規雇用の拡大などに向けた、中小企業の就業環境の改善や競争力の強化など、各般の施策展開を図ることとしたところであり、本道が直面する課題に粘り強く取り組み、誰もが安心して暮らし、働くことができる地域社会の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

次に、旧優生保護法についてであります。審査、優生手術の実態の把握や必要な対策は、当時の資料が極めて少ないことを考慮した上で、国において全国一律に検討すべきものと考えており、このたび、厚生労働省に対して要請を行ったところであります。

保存されていた資料については、当時のことを記録した重要なものでありますことから、今後確認されるものも含め、道として将来にわたって保全する考えであります。

次に、旧優生保護法に関する道の取り組みについてであります。道内でも優生手術が行われてきたことは、障がいのある人もない人も個人として尊重される現在の理念とは異なるものであり、大変重く受けとめております。

私といたしましては、今後、こうした不幸が繰り返されることなく、個人の価値観や権利が十分尊重されるよう、本道の将来を担う子どもの未来づくりのための施策の推進に取り組んでまいります。

次に、道民生活に関し、まず、生活保護についてであります。生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットとして、適切に機能を維持することが必要であると認識するものであり、道といたしましては、ケースワーカーの家庭訪問を通じて把握した、個々の生活保護受給世帯の生活実態に応じ、適切な生活水準が維持されるよう、必要な保護を行ってまいります。

次に、介護人材の確保についてであります。現行の介護保険事業支援計画における介護職員の需要見込みが9万3000人であるのに対し、昨年の道内の介護職員数は約9万2000人と推計しており、高齢者人口がピークを迎える平成37年度に向けて、さらなる介護職員の需要の増加が見込まれることから、人材確保の取り組みの強化は喫緊の課題と認識をいたします。

このため、道では、次期計画に、人材確保策の充実を位置づけ、市町村や介護事業所団体等との連携のもとで、各般の施策について、毎年度、評価、検証を行いながら、新たに設置する全庁的な連携組織も活用し、人材の確保に一層取り組む考えであります。

次に、介護支援専門員の確保についてであります。道といたしましては、今後、北海道介護支援専門員協会等の関係団体と緊密に連携をしながら、道内における介護支援専門員の確保状況や、平成30年度からの試験制度の見直しの影響などの実態把握に努め、その結果等を踏まえて、

地域で必要な人材が確保できるよう取り組んでまいります。

次に、地方交通に関し、まず、鉄道の役割などについてであります。JR北海道の社長の発言については、北海道新幹線の札幌開業を見据え、不動産賃貸業などの関連事業も含めた営業利益のさらなる拡大により、持続的な経営構造の確立を図ろうとするものと認識いたします。

JR北海道においては、新幹線の札幌開業を経営再生に向けた好機と捉え、JR九州の取り組みなども参考にしながら、鉄道事業以外の収益が見込める新たな事業を戦略的に育てることにより、持続的な鉄道網の確立に向け、収益拡大に全力で取り組む必要があると考えるものであります。

次に、国の支援についてであります。道といたしましては、JR北海道では巨額の経営赤字の発生が見込まれており、JR北海道の経営再生に向けては、これまでの経緯を踏まえ、国が中心的な役割を担う必要があると考えております。

道では、これまでも、国に対して、本道固有のコストの負担軽減や、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用した、設備投資等に対する支援策など、国の実効ある支援を求めてきたところであり、引き続き強く働きかけてまいります。

次に、エネルギー政策についてであります。エネルギーは、暮らしと経済の基盤であり、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、多様な構成とするとともに、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー資源を最大限に活用することにより、活力ある地域社会の実現に寄与していくことが重要と認識をいたします。

道といたしましては、省エネ・新エネ促進条例の趣旨を踏まえ、エネルギーの地産地消や実証開発プロジェクトの集積を促進するとともに、本道の可能性を最大限に発揮するための、送電インフラを含む基盤整備について、国や関係機関に働きかけるなど、行動計画に掲げる取り組みを進め、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、その導入拡大を図ってまいります。

最後に、原子力発電所についてであります。原子力政策については、エネルギー問題に責任を持つ国として、国民の理解が得られるよう説明を行うなど、丁寧に取り組む必要があると考えます。

原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、北電に対し、原子力規制委員会の審査に真摯に対応するよう求めてきているところであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交えて、再々質問をいたします。

旧優生保護法に基づく不妊手術の強制について、知事は、調査は国に預け、資料は保存するものの、検証には言及されませんでした。

旧優生保護法による不妊手術は、子どもを授かるという人間としての当然の権利と希望を、障がいなどを理由に行政が奪ったのです。その責任を、道行政のトップにいる知事は本当に重く受

けとめているのでしょうか。

北海道は、優生手術の件数が他府県に比して群を抜き、全国第1位の実績を誇り、積極的な協力を切に希望するとして、手術の推進を図ったのです。決して全国一律ではありません。それなのに、検証もせずして、子どもに未来を語るができるのでしょうか。

高橋知事のもとでつくられた北海道ハンセン病問題検証報告書では、国はもとより、無批判に受け入れ、みずからも隔離政策に加担してきた北海道もその責任は免れないものと考察しているではありませんか。今度も、道は、国に忠実に従い続け、加担してきたものではありませんか。

その歴史に向き合い、道としても検証し、絶対に繰り返さないために、知事は精いっぱい取り組むべきです。見解と決意を伺います。

知事は、障がいのある人もない人も個人として尊重される現在の理念とは違うとお答えになりましたが、旧優生保護法は、戦後、基本的人権の擁護が明記された現憲法のもとで制定され、家族も巻き込んで、言われなき不妊手術を強制されていたのです。優生思想という選別の思想が、ほんの22年前まで、法の根拠とされ、今も払拭されたとは言えないではありませんか。

ハンセン病問題と同様、過去の個別の問題として安易に清算してはなりません。

個人の価値観や権利の尊重を本気で位置づけるためにどう取り組むのか、改めてお聞きします。

生活保護基準の引き下げ等についてです。

先ほど紹介した母親は、「これからもまだ下がるのかと不安です。毎日を思い悩まないで生活を送りたい。私たちの悲痛な言葉に耳を傾けてください」と訴えています。知事には、ぜひ、この声を胸に深く受けとめていただきたいと強く申し上げておきます。

介護人材の不足等についてです。

昨年の第2回定例会予算特別委員会でも、我が会派の宮川議員の質問に対して、実態把握に努めると答弁されたのですから、早急に取り組むべきと指摘します。

また、来年度から、医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等の有資格者に限定されるなど、介護支援専門員の受験要件が厳しくなれば、受験者が減少し、ますます人材確保が困難になることが懸念されます。立ち入った調査と養成確保を強化するよう、あわせて指摘します。

地方交通についてです。

北海道在住の作家で、北海道文学館の館長でもある池澤夏樹さんは、2月の新聞紙上で、北海道は、「もともと広大な土地であり人口密度は他の都府県より格段に低い。鉄道経営が営利企業として成り立ちにくい。」。国は持参金を持たせたが、後の低金利政策で「持参金は画餅に帰した」と述べた後、「現代の社会で交通権は基本的人権の一つではないのか。」「通勤、通学、通院の手段を保障することは国の責任ではないか。」と強調しています。まさに、道民の声を代弁していると言えます。

知事が交通権を守るという立場に立つなら、最低限、現状の鉄道網の維持がスタートラインではないのですか、伺います。

J R北海道は、参考人招致で、さまざまな形で自助努力を行った上でも、経常損益で180億円規模の赤字が継続すると述べ、北海道新幹線の赤字解消のめども示すことなく、単独で維持困難な路線と言って、廃線と地方負担を求めるという立場を鮮明にしました。J R北海道のツケを沿線自治体や地域住民に押しつける、大変許しがたいものです。

知事は、これまで、J R北海道に対し、徹底した経営努力を求めてきましたが、このたびの島田社長の姿勢に納得するのでしょうか。いかがか、伺います。

地方自治体や地域住民にJ R北海道のツケを負わせることがないように、知事が先頭に立って、国やJ R北海道と交渉することが必要と考えますが、どのように取り組むお考えか、伺います。

最後に、泊原発の再稼働等についてです。

知事の答弁は、国任せ、原子力規制委員会任せの無責任な答弁と言わざるを得ません。

新潟県は、独自の予算と人員を配置して、安全性の検証に取り組んでいます。昨年、新潟県を訪問し、米山知事と担当課から、直接、県の取り組みについてお話を伺い、大変感銘を受けました。

自治権を持ち、道民を守る責務がある知事は、新潟県のような姿勢こそ持つ必要があるはずで、知事自身がその重みをしっかり受けとめるよう強く指摘します。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐野議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、旧優生保護法についてであります。審査や優生手術の実態把握などは、国において全国一律に検討すべきものと考えており、今般、厚労省に対して要請を行ったところであります。

道といたしましては、残された記録を保全するとともに、国との連携などに努めてまいります。

次に、旧優生保護法に関する道の取り組みについてであります。私といたしましては、今後、こうしたことが繰り返されることなく、個人の価値観などが十分尊重されるよう、障がいのある方々の権利擁護や子どもの未来づくりのための施策の推進に取り組んでまいります。

次に、地方交通に関し、まず、鉄道網についてであります。J R北海道の危機的な経営状況のもと、持続的な鉄道網を確立していくためには、J R北海道の徹底した経営努力を前提に、国の支援とともに、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要と考えるところであります。

道といたしましては、こうした考えのもと、地域の皆様と、最適な交通ネットワークの確保に向けた議論を加速してまいります。

最後に、J R北海道の経営努力についてであります。J R北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、経営の見通しについて早期

に示すことが不可欠であり、道といたしましては、JR北海道に対し、経営再生に向けた考え方を早期に取りまとめるよう求めるとともに、利用促進や経費節減、さらには、収益が見込める鉄道事業以外の事業の育成など、具体的な取り組みを行うよう、強く求めていく考えであり、国に対しても、実効ある支援を働きかけてまいります。

以上であります。